

広島市水道局広報印刷物等広告掲載要領

広島市水道局広報印刷物等広告掲載要領の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市水道局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広島市水道局が発行する広報印刷物等を広告媒体として活用し、当該広告媒体に民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載できる広報印刷物等)

第2条 広告を掲載できる広報印刷物等とは、広島市水道局が発行する広報印刷物等で広告を掲載することができる広島市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるものとする。

(広告の規格等)

第3条 広報印刷物等へ掲載する広告の掲載位置、規格及びその他募集に当たっての事項は、別に定める「募集の内容」によるものとする。

(掲載に係る最低申込価格等)

第4条 広告の掲載に係る1回当たりの最低申込価格(消費税及び地方消費税を含む。)は、別に管理者が定めるものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載の申込みは、広島市競争入札参加有資格者名簿に登録している広告代理店に限るものとする。

2 広告の掲載を希望する広告代理店(以下「申込者」という。)は、広告の内容、申込価格等を記載した広島市水道局広報印刷物等広告掲載申込書(様式第1号)(以下「申込書」という。)を管理者に提出することにより、広告の掲載を申し込むものとする。

3 管理者は、前項の規定による掲載の申込みがあった場合において必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

(契約の相手方の決定)

第6条 管理者は、申込書に記載された広告の内容が要綱第4条第1項各号に該当しないかどうかを審査し、該当しないと認められた内容の広告に係る申込者のうち、第4条の規定により定めた最低申込価格以上の金額で最も高い申込価格により申込みをしたものを広報印刷物等広告掲載業務の取扱いに係る契約(以下「契約」という。)の相手方として決定するものとする。

2 前項の場合において、申込価格が最も高い申込者が複数あるときは、次に定める順序に従って契約の相手方を決定するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人その他の団体

(2) 公益法人又は公益的団体(前号に掲げるものを除く。)

(3) 私企業のうち公共的性格を有する企業

(4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの(前号に掲げるものを除く。)

(5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの(第3号に掲げるものを除く。)

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの

3 前項の規定によっても契約の相手方を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定する

ものとする。

- 4 管理者は、前3項の規定により契約の相手方を決定した場合は、その結果を所定の広島市水道局広告掲載決定通知書（様式第2号）（以下「掲載決定通知書」という。）又は広島市水道局広告非掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（広島市水道局契約規程の適用）

- 第7条 契約の相手方の決定及びその後の契約の締結は、広島市水道局契約規程（昭和39年水道局規程第8号）の定めるところに従い行われなければならない。

（広告内容の承認）

- 第8条 契約の相手方は、掲載決定通知書による通知を受けたときは、「募集の内容」に定める指定期日までに、広告の原稿及び広告主の同意書（様式第5号）を添えて、広島市水道局広告内容承認願（様式第4号）を管理者に提出し、広告の内容について承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定により契約の相手方から提出された広告の原稿の内容が要綱第4条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該契約の相手方に対して当該広告の原稿の内容の変更を求めることができる。この場合において、当該契約の相手方がその求めに応じなかったときは、前項の承認を行わないことができる。

- 3 管理者は、掲載する広告内容の承認又は不承認を決定した場合は、その結果を広島市水道局広告内容承認通知書（様式第6号）又は広島市水道局広告内容不承認通知書（様式第7号）により契約の相手方に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

- 第9条 契約の相手方は、管理者が指定する期日までに申込価格と同額の広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載料の返還）

- 第10条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、契約の相手方の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなかった場合は、既納の広告掲載料の全額を返還することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（契約の相手方の責任）

- 第11条 契約の相手方は、掲載した広告について一切の責任を負うものとする。

- 2 契約の相手方は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 3 契約の相手方は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

- 4 契約の相手方は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

（その他）

- 第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。